

鉄軌道駅の段差解消に向けた対応状況について

【様式】

(臨時報告書)

未整備駅名	古江駅
未整備駅の 所在都道府県及び市区町村	都道府県：広島県 市区町村：広島市
路線名	宮島線
1日の平均利用者数 (平成20年度末現在)	5,441人
鉄道事業者又は軌道経営者	広島電鉄株式会社
関係自治体	広島市(西区)

バリアフリー化に関する現状

スロープ設置済みだが、スロープ勾配が1/12以上あり、手すり、立ち上がり部が設置されていない。

バリアフリー法第6条では、施設設置管理者等の責務として、「施設設置管理者その他の高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用する施設を設置し、又は管理する者は、移動等円滑化のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない」と規定されておりますが、この責務を踏まえ、鉄道事業者(軌道経営者)におかれましては、以下の質問にご回答下さい。(必須)

質問1 未整備駅について、平成22年(注)までにエレベーター又はスロープによる「段差の解消」を行うための計画の有無につきましてご回答下さい。(該当するものを で囲んで下さい。)

(1) 有 (2) 無

以下の質問2は、質問1で(1)と答えた鉄道事業者(軌道経営者)におきまして、ご回答下さい。

質問2 エレベーター又はスロープによる「段差の解消」を実現する予定の時期をご回答下さい。

・ 時期：平成 年 月予定

(未定である場合はその理由を詳細にご回答ください。また、留意事項がある場合はご記入下さい。)

以下の質問3から質問4までは、質問1で(2)とご回答した鉄道事業者(軌道経営者)におきまして、ご回答下さい。

質問3 未整備駅について、平成22年(注)までにエレベーター又はスロープによる「段差の解消」を行うための計画をないとした理由及び課題についてご回答下さい。

スロープ勾配が1/12以上であり、手すり、立ち上がり部が設置されていない状況となっているが、スロープ及びスロープの両側に安全柵を設置しており、車椅子等の線路側への転落防止対策は実施済みであり、スロープと公共通路の接続箇所に歩道及び踊場等の平坦部が設けてあり、一般諸車との接触の危険性はないと考えているため。

質問4 平成23年(注)以降にバリアフリー化を行う場合、エレベーター又はスロープによる「段差の解消」を実現する時期及び実現までのプロセスをご回答下さい。

・ 時期：平成 年 月予定

・ 実現までのプロセス(スケジュール表等の添付も可)

(未定である場合はその理由を詳細にご回答下さい。)

現在のスロープ部の転落防止対策及びスロープ接続通路における歩道及び踊場等の平坦部が設けてあることから、一般諸車との接触の危険性はないと考えているため、今後、当該駅における改良計画に併せて段差の解消を実施したい。

(注)様式中、「平成22年、平成23年」となっているが、鉄軌道事業者の事業計画期間を勘案し、「年度」と読み替える。

(調査)

バリアフリー法第5条では、地方公共団体の責務として、「地方公共団体は、国の施策に準じて、移動等円滑化を促進するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない」と規定されておりますが、これら責務を踏まえ、所在都道府県及び市区町村におかれましては、以下の質問にご回答下さい。(任意)

都道府県(未整備駅の所在都道府県の記載事項)

質問 未整備駅について、鉄道事業者(軌道経営者)が実施するエレベーター又はスロープによる「段差の解消」の実現のための措置を講ずる意思の有無につきましてご回答下さい。(該当するものを で囲んで下さい。)

(1) 有 (2) 無

質問 質問 で(1)と答えた都道府県におきまして、未整備駅におけるエレベーター又はスロープによる「段差の解消」を実現するための措置の具体的な内容をご回答下さい。

質問 質問 で(2)と答えた都道府県におきまして、未整備駅におけるエレベーター又はスロープによる「段差の解消」を実現するための措置を講ずる意思がない理由の具体的な内容をご回答下さい。

市区町村(未整備駅の所在市区町村の記載事項)

質問 未整備駅について、基本構想の有無につきましてご回答下さい。(該当するものを で囲んで下さい。)

(1) 有 (2) 無

質問 未整備駅について、鉄道事業者(軌道経営者)が実施するエレベーター又はスロープによる「段差の解消」の実現のための措置を講ずる意思の有無につきましてご回答下さい。(該当するものを で囲んで下さい。)

(1) 有 (2) 無

質問 質問 で(1)と答えた市区町村におきまして、未整備駅におけるエレベーター又はスロープによる「段差の解消」を実現するための措置の具体的な内容をご回答下さい。

質問 質問 で(2)と答えた市区町村におきまして、未整備駅におけるエレベーター又はスロープによる「段差の解消」を実現するための措置を講ずる意思がない理由を具体的にご回答下さい。

本市では、1日当たりの利用者が5千人以上で、改札口からホームまでの経路上に5m以上の高低差がある駅を中心とした地区について、バリアフリー基本構想を作成し、駅施設のバリアフリー化設備整備事業に要する経費の一部を国と協調して鉄道事業者に補助しているが、当該駅については、高低差が5m未満であるため、特段の措置を予定していない。
なお、今後、鉄軌道事業者の取組状況を踏まえて、措置の必要性を検討していきたいと考えている。

担当部署等名	
鉄道事業者又は軌道経営者	広島電鉄株式会社
都道府県	広島県交通対策室
市区町村	広島市道路交通局都市交通部